

# 沿 革

- 昭和 39 年 長野市三輪に長野県長野少年補導センターが設置される。
- 昭和 43 年 長野県から移管され、長野市少年補導センターになり、長野市社会部青少年室が主管となる。  
長野市少年補導センター設置要綱施行される。
- 昭和 45 年 長野市教育委員会社会教育課が主管となる。  
長野市少年補導委員会結成される。
- 昭和 49 年 長野市少年補導センター条例が施行される。
- 昭和 51 年 少年補導センターが長野市大字長野字西町に移転する。
- 昭和 52 年 長野市が「青少年健全育成都市宣言」をする。
- 昭和 53 年 長野市青少年保護育成条例が制定される。長野市教育委員会青少年課が主管となる。  
長野市少年補導委員会規約を改正し、長野市少年補導委員協議会となる。
- 昭和 54 年 少年補導センターが長野市大字鶴賀緑町に移転する。
- 昭和 57 年 少年補導センターが長野市大字鶴賀(長野市教育センター内)に移転する。
- 昭和 62 年 少年相談専門委員会、少年相談連絡会が組織される。
- 平成 11 年 長野県で「テレホンクラブ等営業の規制に関する条例」が施行される。  
同条例の題名が、「年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例」に改正される。
- 平成 12 年 少年法が改正される。
- 平成 14 年 改正長野市青少年保護育成条例が市議会で可決される。
- 平成 15 年 改正長野市青少年保護育成条例が施行される。
- 平成 16 年 教育委員会事務局の機構改革により青少年課が廃止され生涯学習課が主管課となる。  
長野市少年補導センター条例が全部改正され、長野市少年育成センター条例が施行され、長野市少年育成センターとなる。
- 平成 17 年 少年育成センターが長野市教育センター北側の別館 1 階に移転する。
- 平成 22 年 長野市少年育成委員協議会が解散  
(少年育成委員が行っていた巡回活動・環境浄化活動は各地区住民自治協議会の選択事務となる。)
- 平成 26 年 少年育成センターが長野市教育センター別館 2 階に移転する。
- 平成 27 年 市内の図書類自動販売機の設置台数が 0 台となる。
- 平成 28 年 機構改革に伴い、生涯学習課が家庭・地域学びの課に改称される。  
長野県で「長野県子どもを性被害から守るための条例」が施行される。
- 平成 30 年 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が施行される。
- 令和 4 年 民法の一部を改正する法律(成年年齢の引下げ、女性の婚姻開始年齢の引上げ)が施行される。